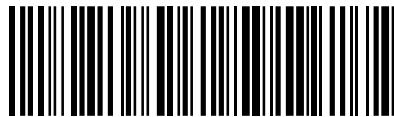


様式コード  
4 3 0 0

国民年金

# 第3号被保険者関係届



令和 年 月 日提出

提出者情報	事業所所在地	届出記入の基礎年金番号または個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒 -		(印)	日本年金機構	
	事業所名称					
	事業主氏名					
	電話番号	( )				
	事業主等受付年月日			社会保険労務士記載欄		
			氏名等		(印)	

A. (第2号被保険者)	(1) 氏名	(フリガナ)		(印)	(2) 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月	日	(3) 性別	1.男性 2.女性
	(5) 住所	個人番号を記入した場合は、住所記載は不要です。 〒 -		(4) 基礎年金番号 (または個人番号)							
		都道府県									

届出内容に応じて、該当・非該当(変更)のいずれかを○で囲み、記入してください。

B. 第3号被保険者欄	(1) 氏名	この届書記載のとおり届出します。 令和 年 月 日 日本年金機構理事長あて (フリガナ) (氏名)		(印)	(2) 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月	日	(3) 性別 (続柄)	1.夫 3.夫(未届) 2.妻 4.妻(未届)
		※届書の提出は配偶者(第2号被保険者)に委任します□		(4) 基礎年金番号 (または個人番号)							
		(5) 住所	1.同居 2.別居		〒 -	(6) 外国籍	(7) 電話番号	1.自宅 2.携帯 3.勤務先 4.その他 ( )			
		※同居の場合も住民票の住所を記入してください。 ※海外居住者は国内協力者住所を記入してください。なお、協力者が親族の場合は協力者氏名及び続柄を(夫婦)に記入してください。									
	(8) 該当	(9) 第3号被保険者になった日	7. 平成 9. 令和	年	月	日	(10) 理由	1.配偶者の就職 2.婚姻 3.離職 ( )		4.収入減少 5.その他 ( )	(14) 備考
	(11) 配偶者の加入制度	31.厚生年金保険・健康保険 32.国家公務員共済組合	36.地方公務員等共済組合 37.日本私立学校振興・共済事業団	30.厚生年金保険・船員保険							
	(12) 第3号被保険者でなくなった日	7. 平成 9. 令和	年	月	日	(13) 理由	1.死亡(令和 年 月 日) 2.離婚 3.収入増加 6.その他( )		4.海外婚姻 5.その他( )		
	右の(15)~(18)の欄は、 海外へ転出した場合や 海外から転入した場合に いづれかを○で囲み、記入してください。		(15) 1.海外特例要件該当	海外特例要件に該当した日		9. 令和	年	月	日	(16) 理由	1.留学 2.同行家族 3.特定活動
			(17) 2.海外特例要件非該当	海外特例要件に非該当となった日		9. 令和	年	月	日	(18) 理由	1.国内転入(令和 年 月 日) 2.その他( )

健康保険証の発行元に確認を受けてください。※届書記載の配偶者が協会けんぽ加入者の場合は、確認不要です。

医療保険者記入	組合(保険者)番号										
	上記のとおり第3号被保険者関係届の届出がありましたので提出します。										
	届出記載の第3号被保険者は、健康保険組合又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。										
	認定年月日 令和 年 月 日 (「(9)第3号被保険者になった日」と同じ場合は、記載の必要はありません)										
	所在地	〒 -									
名称											
代表者等氏名											
電話	( )										
	(印)										

この届書は、以下の場合に提出していただくものです。

- ・健康保険組合または共済組合・国民健康保険組合に加入する第2号被保険者の配偶者が国民年金第3号被保険者に該当した場合
  - ・すでに健康保険・船員保険の被扶養者となっている配偶者が、20歳到達により国民年金第3号被保険者に該当した場合
  - ・健康保険の任意継続中のため、配偶者の健康保険被扶養者とならず、国民年金第3号被保険者にのみ該当した場合
  - ・国民年金第3号被保険者の収入が基準以上に増加したことによって扶養から外れた場合
  - ・配偶者である第2号被保険者と離婚した場合
  - ・海外居住の方が海外特例要件に該当または非該当となる場合

- ・この届出では、国民年金第3号被保険者にかかる資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)・資格喪失・死亡の届出、氏名・生年月日・性別の変更(訂正)の届出、被扶養配偶者非該当、海外特例要件該当・非該当の届出をすることができます。
  - ・次の場合は別様式での届出となりますのでご注意ください。

全国健康保険協会管掌の健康保険の届出を同時に行う場合→『健康保険被扶養者（異動）届・国民年金第3号被保険者関係届』

## 記入方法 -

<A.配偶者欄(第2号被保險者)>

- ①氏名 : 氏名は住民票に登録されている氏名を記入してください。フリガナはカタカナで正確に記入してください。

②生年月日 : 年号は該当する番号を〇で囲んでください。生年月日は右図のように記入してください。

④個人番号 : 個人番号または基礎年金番号を記入してください。

〔基礎年金番号〕

⑤住所 : 個人番号または基礎年金番号を記入する場合は、記入する番号を確認した上で記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、10桁・左詰めで記入してください。海外在住や短期在留等により個人番号がない方は、基礎年金番号（10桁・左詰め）を記入してください。

⑥記入欄 : ④「個人番号〔基礎年金番号〕」欄に個人番号を記入した場合は、住所の記入は不要です。

基礎年金番号を記入した場合は、必ず住民票の住所を記入してください。

**<B. 第3号被保険者欄>** ①～④、⑦は必ず記入してください。また該当の場合は⑤～⑪を、非該当・変更の場合は⑫～⑯を記入してください。

海外特例要件該当の場合は⑯～⑰を、海外特例要件非該当の場合は⑯～⑰を記入してください。

- ①氏名 : 第3号被保険者が配偶者（第2号被保険者）を通して、事業主にこの届書を提出する日付を記入してください。20歳未満または60歳以上の方は第3号被保険者には該当しませんので、ご注意ください。氏名は住民票に登録されている氏名を記入し、押印してください。自署の場合には押印不要です。  
なお、氏名の記入は必須となります。本人署名（または押印）は、事業主が第3号被保険者の届出意思を確認し、④「備考」欄に「届出意思確認済み」と記載することで省略が可能です。

②性別（続柄） : 該当する番号を○で囲んでください。内線関係にある場合は、「3. 夫（未届）」「4. 妻（未届）」のいずれかを○で囲んでください。

③個人番号 : 個人番号または基礎年金番号を記入してください。

④個人番号番号 : 個人番号または基礎年金番号を記入する場合は、記入する番号を確認した上で記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、10桁・左詰めで記入してください。海外在住や短期在留等により個人番号がない方は、基礎年金番号（10桁・左詰め）を記入してください。

⑤外国人通称名 : 郵送物の宛名等について、通称名での登録を希望する場合は住民票に登録された通称名を記入してください。

⑥住所 : フリガナはカタカナで正確に記入してください。

⑦住所 : 配偶者（第2号被保険者）と同居または別居のどちらかを○で囲んだうえで、住民票の住所を記入してください。  
※住民票の住所と別の住所に通知書の送付を希望する場合、「国民年金第3号被保険者住所変更届」に別送先を記入して本届書と併せて提出してください。  
※海外居住者については、郵送物が届く国内における協力者住所（親族、第2号被保険者の勤務先住所等）を方書も含めて記入してください。  
なお、④「備考」欄には、第3号被保険者の海外住所を記入し、国内協力者が親族の場合は国内協力者の氏名及び第3号被保険者との続柄を図く例1のように記入してください。

⑧第3号被保険者になった日 : 第3号被保険者に該当した日を記入してください。20歳到達により第3号被保険者に該当した場合は、20歳になる誕生日の前日を記入してください。

⑨第3号被保険者でなくなった日 : 死亡の届出の場合は死亡日の翌日を、それ以外の場合は非該当になった日を記入してください。死亡の届出の場合、①「氏名」欄に第3号被保険者の氏名を記入し、④「備考」欄に届出者（第2号被保険者）の氏名を記入してください。  
※海外居住中：海外特例要件に該当しなくなったときや離婚等により被扶養配偶者でなくなったときなどには第3号被保険者ではなくなりますので、②「第3号被保険者でなくなった日」欄および③「理由」欄（「6.その他」に理由）を記入してください。  
例> 第3号被保険者等の氏名、生年月日、性別に変更（訂正）がある場合は、非該当（変更）を○で囲んでください。  
変更（訂正）前の情報と変更年月日は図く例2のように記入してください。

⑩海外特例要件に該当した日 : なお、個人番号をお持ちの方は氏名および生年月日の変更の届出は不要です。

⑪海外特例要件 : 海外居住者が海外特例要件に該当した日を記入してください。

⑫海外居住の第3号被保険者が、海外から転入して引き続き第2号被保険者である配偶者に生計を維持されているときなどには、海外特例要件

〔医療保険者記入欄〕

- 扶養認定期日が⑨「第3号被保険者になった日」と相違する場合のみ記入してください。  
代表者等氏名  
代表者等氏名の押印は、署名(自筆)の場合は必要ありません。

記入してください。  
例) **④** 変更前氏名  
コクネン サンコ  
国年 三子  
変更年月日  
令和元年6月1日  
備考

#### 海外居住の第3号被保険者の方へ

海外居住時の海外特例要件に該当する第3号被保険者の方は、海外居住中、【海外特例要件に該当しなくなったとき】【配偶者である第2号被保険者が資格喪失をしたとしたとき】【当該第2号被保険者による生計を維持されなくなつたとき】などには、第3号被保険者の資格喪失の届出が必要です(なお、資格喪失後も引き続き海外居住する場合20歳以上65歳未満の日本国籍を有する方は国庫年金に任資加入が可能ですが)。また、日本に住所を有したとおもわぬ海外特例要件の事由を変更したときに届出が必要です。

添付書類

- ・医療保険者の扶養認定がされていない場合は、以下の添付書類が必要です。

医療機関の「年金記入欄」において、「年収」は、以下の2点が該当します。	
ア 退職により収入要件を満たす場合	退職証明書または雇用保険被障保者離職票のコピー
イ 失業給付終了時、または受給終了で収入要件を満たす場合	雇用保険受給者証者のコピー
ウ 年金受給中の場合	現在の年金受取額がわかる年金額の改定通知書等のコピー
エ 自営(農業等含む)による収入、不動産収入等がある場合	直近の収入報告書のコピー
オ 上記(イ)以外に他の収入がある場合	イエウに応じた書類および課税(非課税)証明書
ホ 上記(オ)以外	課税(非課税)証明書

・以下の結括に該当する場合は透け／不<sub>透</sub>かい

以下の範例に該当する場合はお問い合わせください。

※提出日からさかのぼって90日以内に発行されたものであること。

詳細は、日本年金機構ホームページでご確認ください。  
個人番号（マイナンバー）により届出する際の本人確認

- 個人番号(マイナンバー)により届きる際の個人確認

第3号被保険者が事業主(船舶所有者)・共済組合に届書を提出するときは、事業主(船舶所有者)・共済組合において、マイナンバーが本人のものであることの確認と届書の提出を行う者が正當な番号の持ち主であることの確認を行なう必要があるため、マイナンバーカード(個人番号カード)を届書に添付してください※1。なお、郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面のコピーを添付してください。

配偶者(第2号被保険者)が第3号被保険者の代理人として届書を事業主(船舶所有者)・共済組合に提出するときは、第3号被保険者のマイナンバーカードの裏面のコピー又はマイナンバーが確認できる書類のコピー及び代理権の確認ができる委任状を添付してください。

※1：マイナンバーカードをお持ちでない方は、以下の①および②の書類を添付してください。  
① マイナンバーカードが確認できる書類：通知カード・個人番号の表示がある住民票の写し

① マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し  
② うな（印字）確認書類

② 身元(実存)確認書類 : 運転免許証、パスポート、在留カードなど  
・B 第3号被保険者欄の氏名欄の「※届出の提出は配偶者(第2号被保険者)に委託する」

\*2: B.第3号被保険者欄の氏名欄の「届書の提出は配信者(第2号被保険者)に委任します」の□に✓を付することにより、委任状の添付を省略することができます。  
※事業主(船舶所有者)・共済組合において本人確認を行った後の確認書類は、届書に添付して日本年金機構に提出する必要があります。

※事業主（船舶所有者）・共済組合において本人確認を行う後の確認書類は、届書に添付して日本年金機構に提出する必要があります。